

第 1872 回 定例研究会報告要旨（12 月 4 日）

兼業深化地域における地域農業構造の再編

——愛知県の事例——

村松 功巳

わが国の稲作経営規模は零細であり，地域の農業構造改善によって経営規模を拡大する事が強く要請され，さまざまな対策が実施されてきた。しかしその成果は必ずしも十分ではない。本報告では，このような地域農業構造再編が比較的順調に展開してきた地域事例を報告し，今後の構造対策の参考として話題提供した。

地域農業構造再編タイプには，農地の売買による①北海道型と農作業の受委託，農地の賃貸借による②都府県型とがあり，後者の代表的な事例が兼業深化を背景にした愛知県の構造再編である。愛知県内でも地域条件によって，①農作業受委託型と②農作業受委託・農地賃貸借型とがあり，前者の代表的な地域が尾張地域であり，後者の代表的な地域が西三河地域である。本報告では後者を取り上げた。

愛知県は兼業深化によって早くから担い手問題が深刻化したことから，県と農協中央会では農作業受託者を「オペレーター」として組織し，さらに「経営者」として育成してきたことが大きな特徴である。

西三河地域における地域農業構造再編は，受託者の①個別展開型と②農協育成型とがあり，前者の代表的事例が西尾市であり，後者の代表的事例のひとつが吉良町の（農）吉良吉田営農組合である。そこで本報告ではこれらの事例を報告するとともに参考として安城市での地域農業組織化と地域農業構造再編の問題，豊田市高岡地区の農協による（農）若竹の育成による地域農業構造の再編問題を報告した。

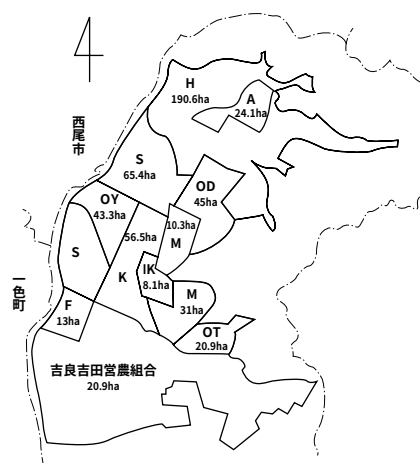
西尾市は，昭和 40 年代にすでに個別農家による農作業の受委託の展開がみられ，それ

を基盤にして国の農業機械銀行が 47 年に設立された。それとともに農協にそれら受託者組織である農作業信託部が設立された。その場合，受託者の受託地域の割り換えによって新たな受託地域関係を整備したことが，その後の農作業の受委託の展開，農地の受託へとスムーズに展開する大きな要因となった。

昭和 55 年度からの集団転作では，信託部会員を受託者とし，経営規模の拡大と安定化を図った。農地保有合理化促進事業も平成 2 年度から実施し，部会員に利用権を優先的に設定し，より一層の経営規模拡大と経営の安定化を図った。このようにして，農協による農地の利用調整によって地域農業構造は大きく再編された。

安城市では大字ごとに 3～6 戸による営農組合および法人，吉良町の吉良吉田農協（支店）では管内に 1 営農組合を組織し，農地の利用調整によってそれらを担い手として育成してきた。吉良町ではさらに平成 7 年度からエリア制によって認定農業者の育成推進を図っている。

なお，このような集落を越えた地域農業の組織化の動きは，福井県で「ハイパー集落営農」，栃木県では「首都圏農業パワーアップ推進事業」として推進されている。



認定農業者の地域エリア（吉良町）

注. 認定農業者（ローマ字の略号）別の農作業，農業経営受託エリアを示す。